

令和3年度 労働安全衛生法に基づく免許試験 群馬(前期) 群馬地区出張特別試験案内

試験日 10月31日(日)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
関東安全衛生技術センター
 所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地
 電話 0436(75)1141(代)

「関東安全衛生技術センターホームページ」 <https://www.kanto.exam.or.jp/>

1 試験の種類、試験会場等

試験日	試験の種類	試験時間	試験会場
10 / 31 (日)	第二種衛生管理者	9:30～12:30	群馬県JAビル 前橋市亀里町1310 (注意事項) ◎ 試験開始時刻の15分前には必ず入室してください。 ◎ 試験の実施内容等については、群馬県JAビルに問合せないでください。
	クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	9:30～12:00	
	午前 移動式クレーン運転士	9:30～12:00	
	林業架線作業主任者	9:30～12:30	
	発破技士	9:30～11:30	
	午後 第一種衛生管理者	13:30～16:30	

「群馬」出張特別試験の手続について

申請書の入手 →	手数料の払込 →	申請書の提出 →	受験票の受領 →	受 験 →	試験結果の受領
4 参照	2 参照	3 と 5 参照	6 参照	1 と 8 参照	7 参照

2 試験手数料

「免許試験受験申請書とその作り方」(以下「受験申請書(冊子)」という。)にとじ込まれている所定の払込用紙により、郵便局又は銀行で払込みください。

学科試験 6,800円 (非課税)

3 受験申請書の郵送先及び受付期間

試験の種類	郵送先	受付期間等
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者	(一社)群馬労働基準協会連合会 〒371-0805 前橋市南町4-30-3 勢多会館2階 ☎ 027-212-9275	
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定) 移動式クレーン運転士	(一社)日本クレーン協会群馬支部 〒371-0233 前橋市横沢町610 ☎ 027-283-1671	郵送(簡易書留のみ) 8月19日(木)～8月25日(水) (消印有効)
発破技士	群馬県火薬類保安協会 〒371-0846 前橋市元総社町2-5-3 (建設会館内) ☎ 027-252-1666	
林業架線作業主任者	林業・木材製造業 労働災害防止協会群馬県支部 〒379-2131 前橋市西善町524-1 (木材振興センター) ☎ 027-266-8220	

(注1) 受付期限内であっても、試験会場の収容人員の限度に達しますと締め切ることがあります。

(注2) 新型コロナウイルス感染防止及び会場の都合により試験が中止になる場合があります。

4 受験申請書の求め方

受験申請書(冊子)は前記 3 の受験申請書を郵送する団体で頒布しているものを使用してください。
この試験についての問合せ等は、9:00~16:30〔昼食時間 12:00~13:00は御遠慮ください。〕
の間をお願いします。(受験申請書は無料です。)

受験申請書(冊子)を郵送希望の方は、必要部数を明記したメモと必要な郵送料(切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒、縦33cm、横24cmの大きさ)を同封して、前記 3 の各団体に申し込んでください。ただし、部数の多い場合の送料は電話で照会してください。

部数	1部	2部	3~4部
郵送料(切手代)	210円	250円	390円

5 受験申請に際しての留意事項

- (1) 受験申請書は、前記 3 の郵送先及び受付期間を厳守してください。
なお、受付団体が受験申請書を点検した後に、関東安全衛生技術センターにおいて受験資格の有無等の審査を行うため、受験申請書の内容について再度照会することがありますので御留意ください。
- (2) 受験申請書の提出に際しては、氏名、生年月日及び住所を証明する書面(※本人確認証明書)、受験資格、一部科目免除を証明する書類等の必要な添付書類は受験申請書(冊子)4ページ「3. 添付書類について」を参照して確認し完備したものを受験申請書裏面の指定された場所に貼付けて添付してください。

※住民票等を本人確認証明書とする場合には、「個人番号(マイナンバー)が記載されていない住民票等」を添付してください。

また、受験申請書郵送後に、一部科目免除の追加申請は認められませんので御注意ください。

なお、受験資格、及び一部科目免除を証明する書類等の写しには、原本証明が必要ですので、必ず、写しの書類の裏面又は余白に事業者、資格を与えた機関、労働局又は労働基準監督署で原本証明を受けたものを添付してください。

ただし、前回の同試験の免許試験受験票又は免許試験結果通知書を添付するときは、受験資格、一部科目免除を証明する書類及び本人確認証明書は省略することができます。

- (3) 障がいなどにより、受験に際し配慮を希望される方は、事前に受験申請書の郵送先団体、又は関東安全衛生技術センターに御連絡ください。

6 受験票等の受領と取扱い

- (1) 受験票は試験日の遅くとも10日前頃までに各申請者に届くように送付します。受験票が試験日の5日前になっても届かない場合は、必ず関東安全衛生技術センターまで御連絡ください。
- (2) 出張特別試験当日受験できない場合は、「欠席」扱いとなり、申請者には「免許試験結果通知書(欠席)」を送付します。後日、同種の免許試験を再度受験する場合は、この通知書を添付すれば、受験資格を証明する書類等は不要です。

なお、この取扱いは、試験の結果が不合格の場合でも同じですから、結果通知書又は受験票は紛失しないようにしてください。

7 試験の結果発表

- (1) 学科試験の結果は11月19日（金）に合格者の受験番号を関東安全衛生技術センターの掲示板に掲示し、合格者には「免許試験合格通知書」、不合格者には「免許試験結果通知書」とともに科目別の得点が通知されることになります。
なお、合格者に対しては、得点の通知はいたしません。
- (2) 合格者の受験番号は、関東安全衛生技術センターのインターネットホームページにも掲載します。
- (3) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）及び移動式クレーン運転士免許試験については、学科試験合格者で、関東安全衛生技術センターでの実技試験の受験を希望された方には、実技試験日時を記載した実技試験受験票をお送りします。

8 その他の注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染防止のため、試験会場ではマスクを着用してください。また、「37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状のある方」は受験を控えてください。
- (2) 受験票が発行された後は、台風・地震等の天災地変で受験できなかった場合を除き、試験手数料の返還、試験日・試験の種類及び科目免除の変更はできません。
なお、台風・地震等の天災地変で受験できない場合は、速やかに関東安全衛生技術センター（TEL 0436-75-1141、試験当日以外の土・日・祝日の場合は、メッセージ対応になります。）まで御連絡ください。
- (3) 学科試験日にはHB又はBの鉛筆及びシャープペンシル、プラスチック消しゴムを持参してください。なお、文字入力等の特殊な機能がある電卓（関数電卓等）は使用できません。
- (4) 試験会場での喫煙は厳禁です。
- (5) 駐車場内の事故等は責任を負いません。各自の責任で処理してください。なお、収容台数には限りがありますので御了承ください。

